

京都府地球温暖化対策推進計画の見直しについて

2025年10月7日（火）
京都府総合政策環境部
脱炭素社会推進課

目次

- | | | |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 条例・計画の見直しスケジュール | p 3～ |
| 2 | 前回の部会での御意見等 | p 7～ |
| 3 | 今回の計画改定で重視している視点 | p 10～ |
| 4 | 今回の計画における進捗確認指標について | p 14～ |
| 5 | 温対計画 概要（案） | （資料4） |
| 6 | 温対計画 中間案（素案） | （資料5） |
| 7 | 温対計画別冊について | p 20～ |
-

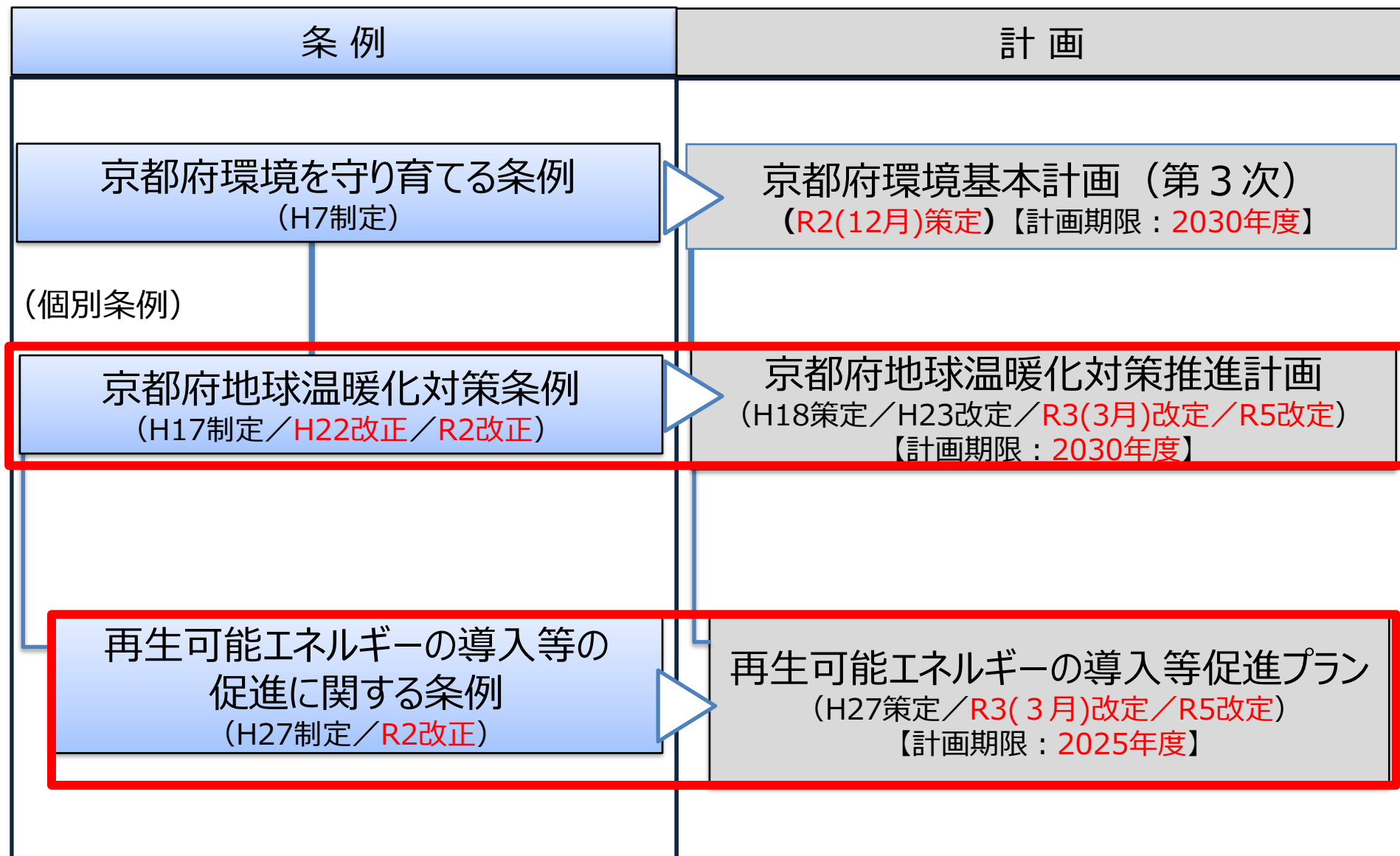
1 条例・計画の見直しスケジュール

今後のスケジュール（案）

4

時期	概要
① R6. 11.25	◆ 諮問（温対計画・再エネ条例） ◆ 温対条例・計画の概要と施策の実施状況報告 ◆ 計画の見直しについて（説明）
② R7. 2.25	◆ 諮問（温対条例） ◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例・計画の見直し
③ R7. 3.24	◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例・計画の見直し ・ 再エネ条例の見直し
④ R7. 4.30	◆ 条例・計画見直しについて ・ 適応策／横断的取組 ・ 再エネプラン検討状況（報告）
⑤ R7. 5.13	◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例概要案 ・ 再エネ条例概要案 ・ 温対計画概要（素案）
6月議会 条例概要報告	
⑥ R7. 7.8	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対条例・再エネ条例（案） ・ 温対計画・再エネプラン（案）

時期	概要
⑦ R7. 7.29	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対条例・再エネ条例 骨子案 ・ 温対計画・再エネプラン 概要案
9月議会 温対条例・再エネ条例 骨子案報告 温対計画・再エネプラン 概要案報告	
温対条例・再エネ条例 パブリックコメントの実施	
⑧ R7. 10.7	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対計画・再エネプラン
本日 ⑨ R7. 10.29	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対条例・再エネ条例 → 答申 ・ 温対計画・再エネプラン 中間案
12月議会 温対条例・再エネ条例 最終案議決 温対計画・再エネプラン 中間案報告	
温対計画・再エネプラン パブリックコメントの実施	
⑩ R8.1	◆ 計画の見直しについて ・ 温対計画 最終案 → 答申 ・ 再エネプラン 最終案（報告）
2月議会 温対計画 最終案議決 再エネプラン 最終案報告	



前回（7.29）までのご意見を踏まえ、温対計画中間案について議論

➡温対計画（中間案）を提示



- **京都府地球温暖化対策推進計画（概要）案**
- **京都府地球温暖化対策推進計画（中間案）素案**



これらについて、広く御意見をいただきたい

2 前回の部会での御意見等

主な御意見	対応
計画の進捗状況 - 取組項目の実施が、目標水準の達成や温室効果ガス排出量の削減にどのようにつながっているのかの整理が必要 - 温室効果ガス排出量の削減、確認指標、各分野における取組項目の3段階の評価を総合的に評価することは前向きに評価。3段階の評価の関連性の整理が必要	⇒ 温室効果ガス排出削減量把握が難しい取組が多いが、算定が可能な取組については評価の際に、提示していくこととしたい。 （例：特定事業者排出量削減計画制度） ⇒ 具体的な評価手法については、次回以降提示予定。
温対条例・再エネ条例の改正 - エネルギー使用量の把握だけでなく、そこから省エネ・再エネ取組につなげていくことが重要 - 取組を支援する中間支援体制の強化の具体的な検討を	⇒ 計画見直しにおいて、府民等の省エネ・再エネをはじめとした排出量削減取組につながる家庭向け総合支援及び中間支援組織の取組強化について中間案に記載 ⇒ 具体的には、家庭における省エネや再エネ導入について、総合（パッケージ）的に情報発信・支援を実施することを想定 ⇒ その下支えのためにも中間支援組織の取組強化

主な御意見	対応
温対計画の見直し - 計画の見直しにあたっては、シミュレーター等を活用して施策の検討を - 温室効果ガス排出量は排出係数の影響も大きいので、排出係数を一定にしたものとの併記等の検討を - 適応策の対象分野の整理が必要 - 京都府地球温暖化防止活動推進センターと京都気候変動適応センターの活動や取組のアウトカム自体を評価する仕組みの検討を	⇒ 今後、取組や施策を検討する際の参考にさせていただく ⇒ 排出係数の影響を受けない、エネルギー消費量を示すことで対応 ⇒ 国が予定している、計画改定等を踏まえて検討 ⇒ 相談件数等については新たな指標に入れるよう見直し（今回提示）

3 今回の計画改定で重視している視点

① 家庭向け総合支援

- 家庭の排出量削減と府民の質の高い暮らしを実現するために、家庭向けに脱炭素行動について、総合（パッケージ）的に提案・支援を実施



京都府

- 経済的メリット・快適性・府民のエコにつながるひと工夫等について情報発信
- 補助制度等により脱炭素行動を支援

■ 情報収集

- ・エネルギー使用量を把握する
- ・脱炭素に関する情報を学ぶ 等

■ 再エネの活用

- ・再エネ設置
- ・再エネ電力を契約
- ・蓄電池の設置 等

■ 省エネ

- ・LED照明へ切り替え
- ・省エネ家電への買い替え
- ・節水型設備の導入 等



■ 住宅

- ・住宅の断熱化（ZEH、断熱窓の導入）
- ・遮熱
- ・エコジョーズ・エネファーム、エコキュートの導入
- ・エコDIY等の実施 等

■ 移動手段の工夫

- ・自転車や徒歩
- ・公共交通機関を利用
- ・カーシェアリングを利用
- ・電気自動車等に乗換 等

■ 食生活の見直し

- ・食品ロスを減らす（買いすぎない、使い切る） 等

■ 消費行動の工夫

- ・リデュース、リユース、リサイクル
- ・環境ラベル付きの商品を選ぶ 等

■ ごみの減量・分別

- ・プラスチック使用を減らす（マイバック、マイボトル）
- ・分別の徹底（リサイクル率向上）
- ・コンポストで生ごみを堆肥化 等

目的

脱炭素社会の実現 → 家庭部門：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る府民運動

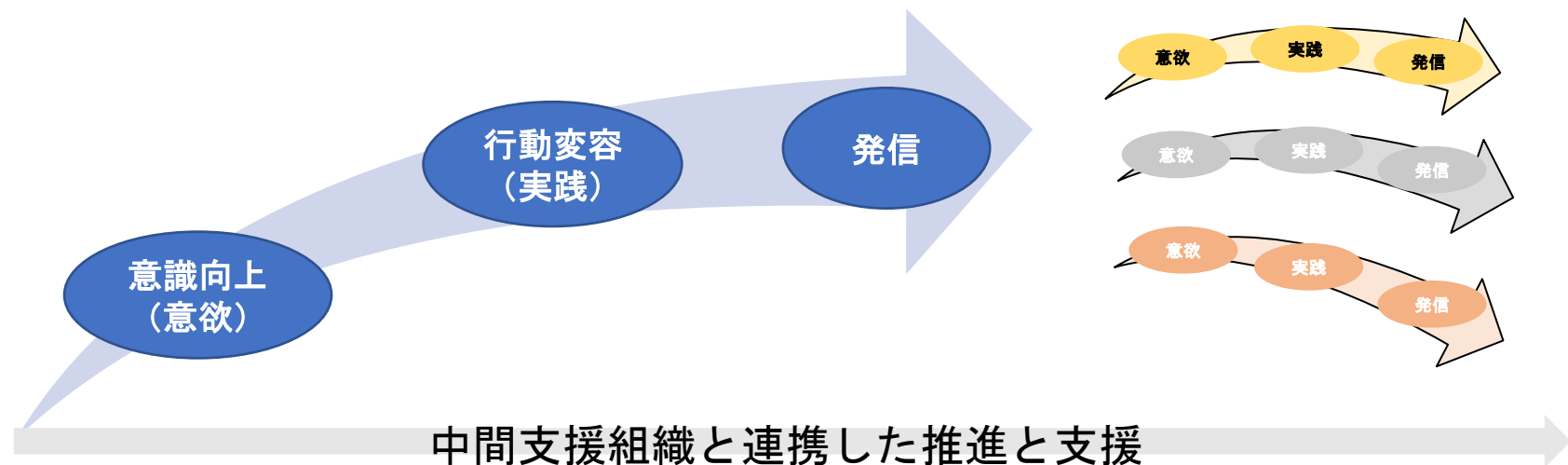
温対条例で「エネルギー使用量の把握」をきっかけに、脱炭素行動への意識向上・行動変容を図る。

この意識を高めるために、

- ①意義を発信：脱炭素行動の経済的・健康面等のメリット発信
- ②方法の周知：エネルギー使用量の把握方法の情報提供
- ③機会の提供：京都府版環境家計簿等のツールの提供

が重要

「（仮称）WE DO KYOTO！Plus」では、意識向上や脱炭素行動の実践、その成果の発信といった各タイミングに応じた施策を展開し、持続的な好循環を促進



- 府民の日常生活におけるエネルギー使用量の把握を通じて、①ライフスタイル変革のための府民の意識向上、②脱炭素行動の実践、③行動変容の発信等の取組を、脱炭素行動への実践を図る府民運動「**(仮称) WE DO KYOTO! Plus**」として一体的に推進し、**家庭の排出量削減と府民の質の高い暮らしを実現**。
- 中間支援組織が府民に寄り添い、脱炭素の推進と生活の質の向上を支援できる体制を強化。

①府民が脱炭素のメリット・意義を実感

住宅の環境性能向上による負担軽減や
災害時のエネルギー確保、熱中症対策等
による**生活の質の向上を訴求**

＜府の取組＞

- ・HPやチラシ等により経済的メリットや
生活の快適性等について発信

③府民が脱炭素に向けた 行動変容を発信

学生等を巻き込んだ**行動変容の発信**、
府民・事業者の機運醸成による更なる取組拡大へ

＜府の取組＞

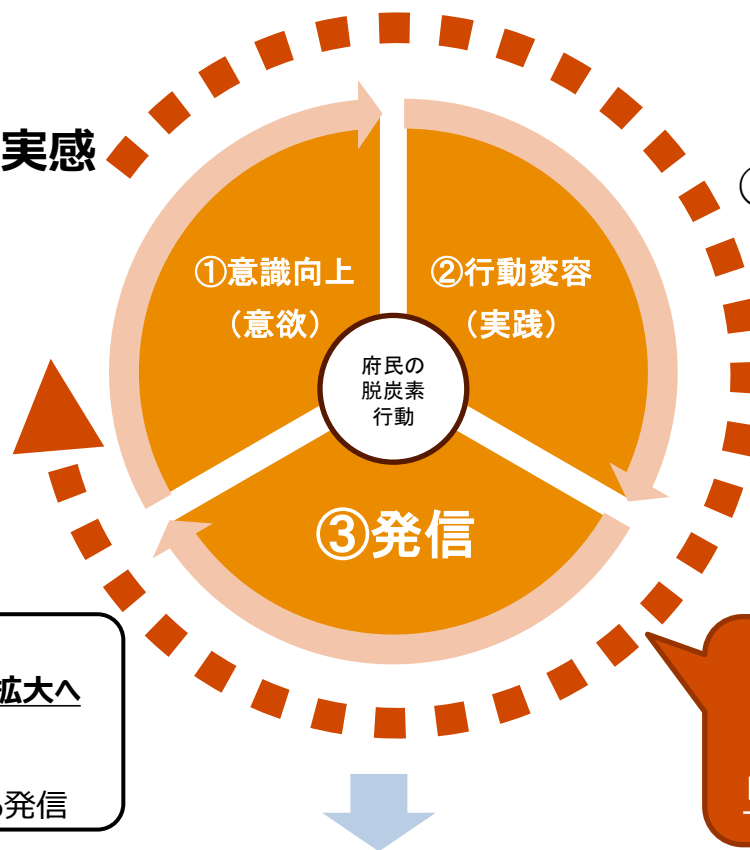
- ・脱炭素行動の事例紹介
- ・WE DO KYOTO! ユースサポーターによる発信

②府民が脱炭素行動を実践

実践機会の提供やインセンティブの付与等
を通じて、**脱炭素行動を促進**

＜府の取組＞

- ・設備導入等に対する支援
- ・脱炭素行動促進キャンペーン・イベント



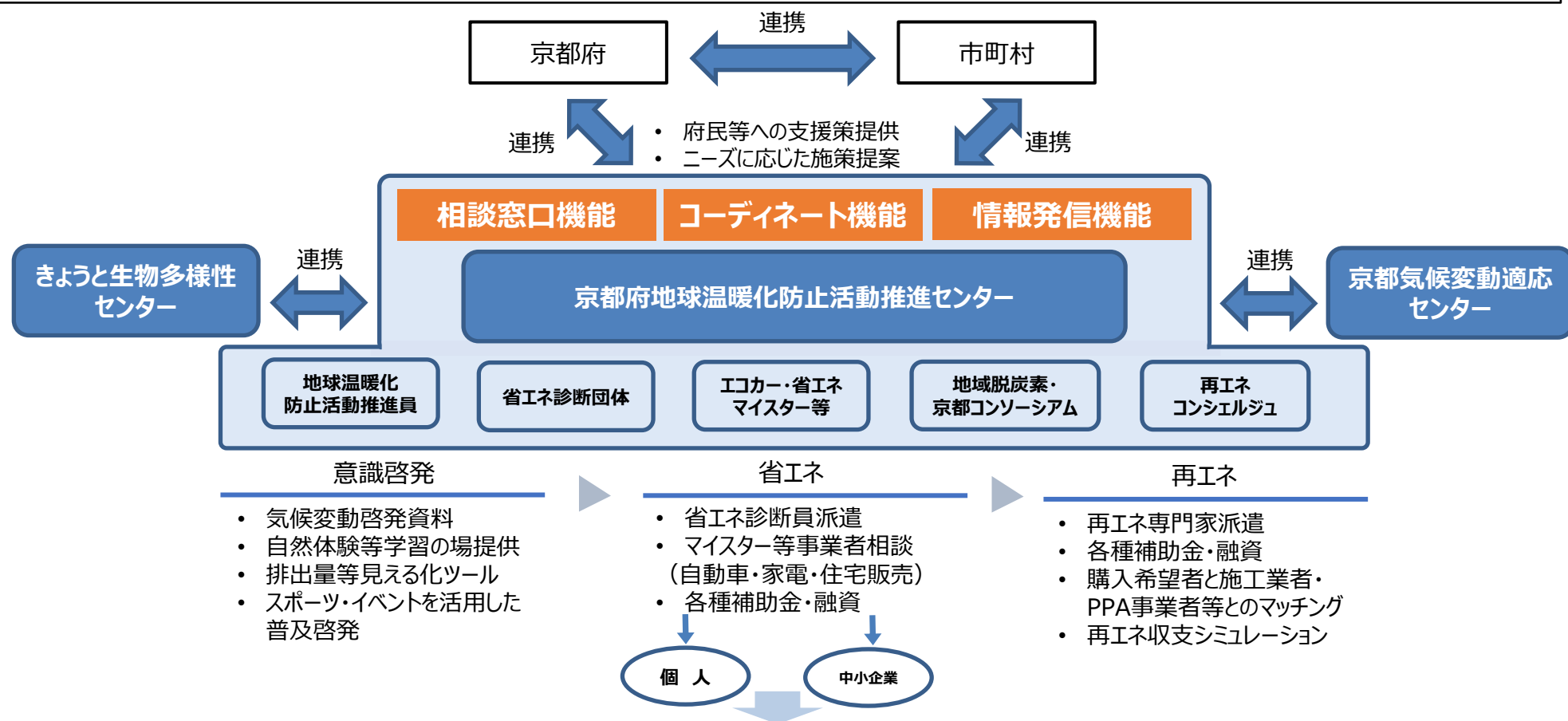
この循環が着実に
実施されるように
中間支援組織の取組強化

府民（家庭部門）の排出量削減と質の高い暮らしの同時実現

3 今回の計画改定で重視している視点

② 中間支援組織の取組強化

- 府民によるエネルギー使用量の把握等をきっかけに、脱炭素意識の向上や行動変容を促すとともに、京都府地球温暖化防止活動推進センターによる相談窓口やコーディネート、情報発信機能等の強化を図ることで、府民の日常生活における温室効果ガス排出量の削減に資する取組を支援する。
- また、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場にも、中間支援組織が参加・連携することで、府民だけでなく、中小企業における脱炭素の取組も支援していく体制をつくる。



意識啓発・省エネ・再エネのステップに応じた一気通貫の支援体制の強化

4 今回の計画における進捗確認指標について

- ・緩和策の進捗確認指標（追加）

【緩和策】

- 社会情勢の変化や目標水準の進捗状況に応じて、進捗確認指標や目標水準を見直しすることとする。（次ページ参照）
- なお、全ての施策において指標を設定することはできないため、全体的な施策の進捗状況については、現行計画と同様、設定した各指標の推移、温室効果ガス排出量の推移等を加味して総合的に評価することとする。（評価手法は引き続き検討）

【適応策】

- 現行計画においては、各部局の適応策のフォローアップ調査を行い、施策の進捗状況を点検していたところ、見直し後も引き続きフォローアップ調査を行う。
- なお、国において2025年度に気候変動影響評価のとりまとめ、2026年度に気候変動適応計画の見直しが予定されている。府の気候変動適応計画についても国の見直し等に合わせて改めて改定予定であることから、進捗状況の点検方法についてもその際に改めて検討することとする。

緩和策の進捗確認指標（見直し案）

18

分野	指標	現状 (時点)	2030年度 目標	2040年度 目標	目標数値見直しの理由
事業活動	特定事業者の目標削減率を達成する事業者の割合【%】	57.4 (2022)	80	100	⇒ 府内温室効果ガス排出量の多くを占める特定事業者の脱炭素化を推進
	特定事業者の温室効果ガス排出量【万t-CO ₂ 】	348 (2023)	375→ 318	276	⇒ 現状において、現計画の2030年度の目標達成済みのため、排出量をさらに引き下げ
自動車交通	府内エコカー（HV/EV/PHV/FCV）の普及割合【%】	26.9 (2023)	40	80	⇒ 2035年までに乗用車の新車販売で電動車100%を見据えて見直し
	府内電気自動車等の普及台数（EV/PHV/FCV）【台】	15,199 (2024)	20,000→ 35,000	210,000	
建築物	新築住宅におけるZEHの普及割合【%】	22 (2023)	40	100	⇒ 建築物省エネ法の適応基準義務化を踏まえ、指標を見直し。2030年度は、現状の倍のZEH化率を目指す
	特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量【kW】	85,200 (2024)	120,000	300,000	⇒ 現状において、現計画の2030年度の目標達成済みのため、導入総量をさらに引き上げ
家庭	1世帯あたりの温室効果ガス排出量【kg-CO ₂ /世帯】	2,383 (2023)	1,646	1,090	⇒ 府民の脱炭素行動の目安となる数値に指標を見直し
	中間支援組織の相談・支援数【件】（累積）	約120件 (2024)	1,500	4,000	⇒ 中間支援組織の取組強化に合わせ指標を見直し
再エネ	府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合【%】	20.7 (2023)	36～38	40～50	⇒ 第3期京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（2026年3月策定予定）の数値を引用
	府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合【%】	11.3 (2023)	25以上	28～33	
代替フロン	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率【%】	43.5 (2022)	70→ 75	—	⇒ 国の地球温暖化対策計画に合わせて変更
廃棄物等	廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量【トン】	135,490 (2019)	74,000	—	⇒ 今後個別計画見直し予定のため、計画策定後、引用予定
温室効果ガス吸収源	ウッドマイレージCO ₂ 認証等製品年間出荷量【m ³ 】	21,706 (2024)	42,000	—	⇒ 今後個別計画見直し予定のため、計画策定後、引用予定

【参考】現行の緩和策の進捗確認指標の指標

分 野	指 標	策定時点	直近実績	2030年 度目標	目標値の考え方
事業活動	特定事業者の目標削減率を達成する事業者の割合【%】	45.6 (2019)	57.4 (2022)	80	2018年度の特定事業者数に各部門の目標達成率を乗じて、 <u>期待される目標達成事業者数を算出</u> し、加重平均をとって、全体の目標達成率を算出。
	特定事業者の温室効果ガス排出量【万t-CO2】	440 (2018)	348 (2023)	375	各部門の目標削減率を毎年達成すると仮定した場合の2030年度の特定事業者の温室効果ガス排出量を算出。
自動車交通	府内エコカー（HV/EV/PHV/FCV）の普及割合【%】	18.1 (2018)	26.9 (2023)	40	<u>過去10年間のエコカー普及割合の伸び率と同程度の伸び率</u> で今後の10年間もエコカーが普及すると仮定して、設定。
	府内電気自動車等の普及台数（EV/PHV/FCV）【台】	6,263 (2019)	15,199 (2024)	20,000	<u>前年販売実績の1割増で増加</u> すると仮定して、設定。
建築物	建築物省エネ法基準（2016年度）達成割合【300㎡以上新築住宅】【%】	69 (2019)	80.2 (2024)	100	<u>建築物省エネ法で定める目標基準</u> であり、100%達成されるべきであるため、前計画と同様に100%と設定。
	特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量【kW】	10,856 (2018)	85,200 (2024)	47,000	<u>再エネ条例改正による施策効果</u> を推計して設定。
家庭	家庭の「見える化」取組世帯総数【世帯】	245,075 (2019)	317,853 (2024)	333,000	<u>毎年、直近の2019年度実績と同じ規模</u> （約8,000世帯）で継続的に行われると仮定して、設定。
	地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数【件】	2,071 (2019)	1,552 (2024)	2,000	<u>前計画と同等の規模</u> を引き続き実施していくこととして設定。
再エネ	府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合【%】	19.7 (2019)	20.7 (2023)	36~38	国の <u>第6次エネルギー基本計画に定める目標数値を適用</u> 。
	府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合【%】	9.4 (2019)	11.3 (2023)	25以上	府のポテンシャルをふまえ、太陽光等を中心とした <u>電源ごとの導入目標の積み上げ</u> により設定。
代替フロン	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率【%】	38.8 (2018)	43.5 (2022)	70	府独自の推計を行うことが不可能であることから、フロン類回収率は <u>環境省公表の全国値を適用</u> することとし、国の2030年度目標を適用。
廃棄物等	廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量【トン】	123,060 (2015)	135,490 (2019)	74,000	<u>京都府プラスチックごみ削減実行計画</u> において、2030年度に廃プラを4割削減することを掲げており、その目標を適用。
森林吸収源	ウッドマイレージCO ₂ 認証等製品年間出荷量【m ³ 】	32,280 (2017)	21,706 (2024)	42,000	府内産木材証明書発行実績における <u>木材利用量の伸び率と同程度の伸び率で増加</u> すると仮定して、設定。

5 温対計画別冊について

- ・促進区域の設定に関する環境配慮基準

- 地球温暖化対策法の改正により、令和4年4月から脱炭素社会の実現に向け市町村が再エネ事業の「促進区域」を設定可能とする制度が措置された。
- 促進区域は、国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従い、市町村が設定。
- **令和5年3月**に実施した、京都府地球温暖化対策推進計画の改定時に、促進区域の設定に関する環境配慮基準を設定。

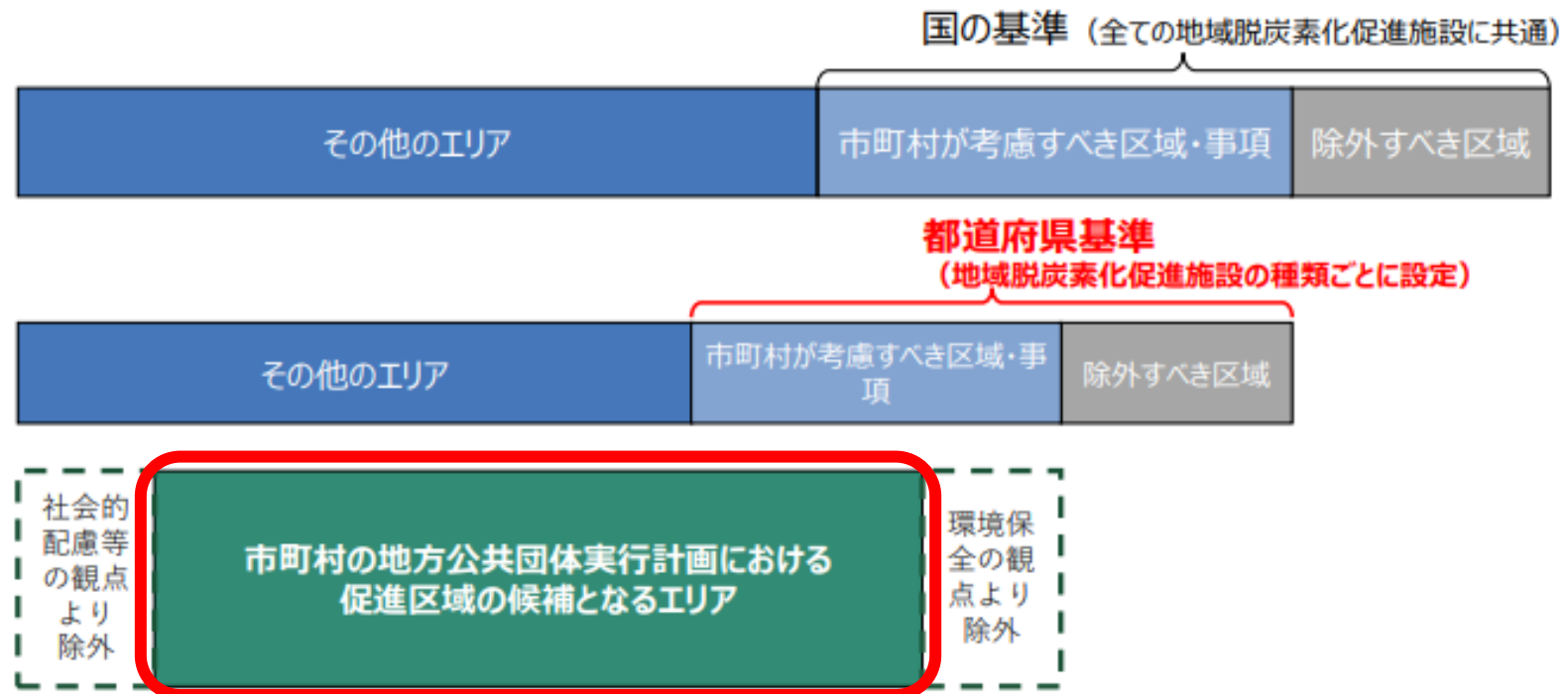
※基準については、総合政策部会、地球環境部会及び環境管理部会が、共同で設置した専門委員会「地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会」で検討を実施。

環境配慮基準については、当該区域の根拠法等の関係規定に照らして施設の設置が困難な区域を定め、それ以外の区域については、考慮を要する区域・事項等を示している。

➡環境配慮基準を設定後、国の促進区域設定に係る環境省令の見直しはないことから、今回の見直しは行わない。

(参考) 促進区域の候補となる具体的なエリアの明示について

- 京都府で定めた環境配慮基準をもとに、京都府内の市町村にて促進区域（地域脱炭素化促進事業の対象となる区域）の設定が積極的に進むよう
 - ・ 地域脱炭素のための促進区域の候補となる具体的なエリア
 - ・ 想定される地域の環境保全及び地域経済・社会の持続的発展への貢献
- について、環境配慮基準と共に京都府温暖化対策推進計画において示している。



(参考) 国の基準～促進区域設定に係る環境省令～

(環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック (第5版) 引用)

国の基準

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※		
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	区域	国立公園、国定公園 （左表①以外）	自然公園法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域（①）	自然公園法		生息地等保護区の監視地区	種の保存法
			砂防指定地	砂防法
			地すべり防止区域	地すべり等防止法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法	事項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
			国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
			騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

(参考) 環境配慮基準の基本的な考え方

● 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

- 当該区域の根拠法等の関係規定に照らして施設の設置が困難な区域を定める。

● 考慮を要する区域・事項等

- 市町村による促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たって、考慮すべき区域や事項、収集すべき情報やその収集方法を定める。
- 考慮すべき区域・事項は、促進区域の設定に当たっての考え方と計画認定に当たっての考え方のそれぞれを定める。

● 全般的な事項

- 上記の個別具体的な基準に加えて、以下の全般的な考え方に基づくものであることを基準中に明記。
 - ✓ 計画認定に当たっての考え方については、発電施設の設置工事や供用時はもとより、発電施設の設置に必要な搬入道路等の設置や発電事業終了時の対応も含めた、発電事業の検討から終了までにおける一連の行為を対象とする。
 - ✓ 設定しようとする促進区域や認定しようとする地域脱炭素化促進事業計画の事業地の周辺に他の市町村の区域が存在する場合は、その区域を所管する市町村と十分に協議を行い、環境保全上の支障がないことを確認した上で、促進区域の設定や計画の認定を行うよう努める必要がある。
 - ✓ 近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測等もあるため、促進区域の設定又は計画の認定に当たっては、必要に応じ、その時点における最新の自然的社会的条件を踏まえる。